

賃貸経営の電子書面の交付が着実に広がる

コロナ禍を機に、社会全体の「デジタル化」に拍車がかかっていますが、賃貸住宅市場においても「デジタル化」がここ一年で加速しました。新年を迎えて、変革の歩みに弾みがついてきました。

賃貸経営のデジタル化が大きく進む



不動産取引時における書面の電子化（電子的方法）が、令和4年5月18日に解禁になり、デジタルデータの本格的な使用がスタートしました。

宅地建物取引士の押印廃止や重要事項説明書、契約締結時書面、媒介契約締結時書面等の書面の電磁的方法による提供を可能とする改正規定が施行。「宅地建物取引業法施行規則」等が改正されて、重要事項説明書等の書面の電磁的方法による交付に係る規定の整備等が行われました。

「賃貸住宅標準契約書」「定期賃貸住宅標準契約書」「サブリース住宅標準契約書」についても、宅地建物取引士の押印欄が

削除されるなどの改訂が進められています。

電磁的方法による提供とは、宅建業法に基づき交付する書面について、紙に代えて電子的に作成した書面を電子メール、Webからのダウンロードによる提供や、USBメモリ、CD-ROM等を活用して電磁的方法により交付することです。

このように契約関連の書面が電子書面でやりとりできるようになり、賃貸経営を取り巻く環境もデジタル化に、大きな一步を踏み出したのが、ここ一年の目立った動きです。

時代のIT化の流れと新型コロナウイルス拡大がきっかけとなつて、社会全体のデジタル化とともに賃貸住宅ビジネスにも長足の進歩を見せたものです。

部屋をお探しのお客様も、「メール・問い合わせ」から、「リモート・接客」を経て、「オンライン・内見」、さらには「オンライン・重要事項説明・契約」を行なう、といった流れが広まりつつあります。まだオンライン一本で完結するスタイルとはいきませんが、直接来店、現地案内方式から、少しづつが変化を遂げているようです。

賃貸住宅ビジネスにも 長足の進歩を見せる

それがさらに、コロナ禍での住まいの探し方の変化と相まつて、IoT（モノのインターネット）、AI（データの認識・判断）、クラウド（データの保存処理）等を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）のデジタル化が急速に進もうとしています。コロナ禍の中、今年はどの時代のIT化の流れと新型コロナウイルス拡大がきっかけとなつて、社会全体のデジタル化とともに賃貸住宅ビジネスにも長足の進歩を見せたものです。

賃貸住宅ビジネスにも 長足の進歩を見せる

家賃滞納に関連した裁判で、最高裁判所の判決が出されました。
「賃借人が賃料等の支払を2ヵ月以上怠り、賃借人本人と連絡がとれない状況下、物件を相当期間利用していない」と認められ、物件を再び占有使用しない賃借人の意思が客観的に分かることで、物件を明け渡したとみなす、家賃保証会社の契約条項の有効性が争われた訴訟で、最高裁判所は12月12日、消費者契約法に基づいて条項を無効とする判断を下しました。契約書の使用差し止めを命じたものです。

さて、年が明け、初春の賃

ちょっと一服

タートしました。
季節感が年々薄れていますが、年の初めの趣きや味わいはなんどもいえず新鮮なものがあります。コロナ禍の中、今年はどの

年の出足が気になるところで、オーナー様におかれましては、空室確認条件等の最終打ち合わせに急なご連絡を差し上げことがありますので、これから春先にかけて、ご協力をお願いいたします。

それでは、今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



令和5年10月1日より「インボイス制度」開始 課税事業者、免税事業者ともに影響を受けます

るもので、具体的には、現行の区分記載請求書に登録番号、適用税率、消費税額等の記載が追加された書類やデータを指します。（国税庁）

制度とは、売手

は、売手が買手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝え

るものです。具体的には、現行の区分記載請求書に登録番号、適用税率、消費税額等の記載が追加された書類やデータを指します。（同）と説明されています。

インボイス制度は納める消費税の「益税」をなくすための方策、という見方があります。

ところで、賃貸オーナー様と

「インボイス制度」が令和5年10月1日より開始されます。頭を悩ませる新しい税の制度です。「インボイス（適格請求書）」とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝え

ある登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。また、買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事

業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります

ます。

住宅用の家賃は非課税ですから住宅用アパート・マンションを経営するオーナー様は消費税を扱っておらず、免税事業者である場合が多く、影響が少ない半面、

インボイス制度は納める消費税額を正確に計算するための新しい経理方式で、いわゆる消費税の「益税」をなくすための方策、という見方があります。

そこで、賃貸オーナー様と

「消費税額を正確に計算するための新しい経理方式」

の促進に、大きく影響しました



10月1日より開始されます。頭を悩ませる新しい税の制度です。「インボイス（適格請求書）」とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝え

ある登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。また、買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事

業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります

ます。

住宅用の家賃は非課税ですから住宅用アパート・マンションを経営するオーナー様は消費税を扱っておらず、免税事業者である場合が多く、影響が少ない半面、

インボイス制度は納める消費税額を正確に計算するための新しい経理方式で、いわゆる消費税の「益税」をなくすための方策、という見方があります。

そこで、賃貸オーナー様と

「消費税額を正確に計算するための新しい経理方式」

の促進に、大きく影響しました

情報パック

マンション・アパート(一棟)の不動産価格指数

過去12年で最高水準を見せる 地方圏の上昇が目立っています

賃貸住宅の新設が増加する一方、市中のマンション・アパートの売買価格が上昇傾向にあります。資材価格の高騰を受けて賃貸住宅の新設を見合わせ、既存の物件を買い求めるケースが増えたことが全体の需要を押し上げているようです。

市中の不動産市場価格の動向を知るのに役立つ、国土交通省が公表する不動産価格指数（商業用不動産）の令和4年第2四半期分の全国の「マンション・アパート（一棟）」を見ると、前期比2.8%増の155.7と、最高水準を見せていました。

これは平成22年の平均を100として計算したもので、22年以降、ここ12年間

にマンション・アパート一棟の価格指数が、55.7%増になったことを示しています。およそ12年でマンション・アパートの資産価値が6割近く増したといえます。

地域別に見ると、3大都市圏が前期比2.6%増の152.8で、3大都市圏以外の地域が同2.0%増の162.6、南関東圏が同3.4%増の150.2と、地方圏の上昇が特筆されます。

今年もマンション・アパートの投資用市場から目が離せません

事実、地方圏ではここ3年ほど間は20ポイント以上の伸びを見せて、とくに昨年初めから10ポイントを超える伸びとなっています。

この不動産価格指数は、同省がIMF等による国際指針に基づき、不



動産市場価格の動向を表すものとして、全国・地域別、住宅・商業用別の市場分析を通じ、投資環境の整備などが進むことを目的として作成されているものです。

資材価格の高騰に伴う建設コストの増加から、賃貸住宅新設の投資を見極めようとする動きが見られるだけに、今後も市中で取引されるマンション・アパート価格の上昇基調は続く見込みです。

また、投資用マンション市場でも供給数、価格面において増加傾向が続き、収益物件においても活発な取引が見られます。今年もマンション・アパートの投資用市場から目が離せないようです。

ちょっと一服

家賃滞納に関連した裁判で、最高裁判所の判決が出されました。
「賃借人が賃料等の支払を2ヵ月以上怠り、賃借人本人と連絡がとれない状況下、物件を相当期間利用していない」と認められ、物件を再び占有使用しない賃借人の意思が客観的に分かることで、物件を明け渡したとみなす、家賃保証会社の契約条項の有効性が争われた訴訟で、最高裁判所は12月12日、消費者契約法に基づいて条項を無効とする判断を下しました。契約書の使用差し止めを命じたものです。

さて、年が明け、初春の賃

タートしました。
季節感が年々薄れていますが、年の初めの趣きや味わいはなんどもいえず新鮮なものがあります。コロナ禍の中、今年はどの年の出足が気になるところで、オーナー様におかれましては、空室確認条件等の最終打ち合わせに急なご連絡を差し上げことがありますので、これから春先にかけて、ご協力をお願いいたします。

それでは、今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

